

平成25年度第1回遺伝子組換え作物の栽培に関する評価委員会 会議録

日 時：平成25年9月3日（火） 午前10時から午前11時10分まで

場 所：宮城県行政庁舎 611会議室

出席委員：國分牧衛，西尾剛，入間田範子，坂井悦子，三石誠司，山田勝男

1 開 会

司 会 定刻となりましたので、只今から平成25年度第1回遺伝子組換え作物の栽培に関する評価委員会を開催いたします。本日は6名の委員にご出席いただいておりますので、委員会設置要綱第5の2の規定により、委員会が成立しますことをご報告いたします。また、本委員会は宮城県情報公開条例並びに先の委員会での協議により公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

開会に当たり、國分委員長よりご挨拶をいただきます。

2 挨 拶

國分委員長 おはようございます。本委員会は平成22年に策定した「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」に基づいて、栽培計画がある場合に、その計画を吟味して、問題があるかどうか意見するという趣旨で設けられています。現在のところ、実際の農家段階での計画はございませんが、東北大学で試験研究のための遺伝子組換え作物の栽培計画があるということで、これまでその試験に関して検討してきました。今日も引き続き同じ案件ですが、ご審議よろしくをお願いいたします。

また、将来、農家段階で栽培計画が出てこないとも限りませんので、その対策や管理の体制を作っていくかということも今の段階から考えていかなくてはいけない。そのようなことを頭に置きながら、本委員会を進めていければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。なお、本日の出席者につきましては、次第裏面の名簿に記載のとおりとなっております。

これから議事に入りますが、議長につきましては、委員会設置要綱第5に基づき、委員長が議長となることとしておりますので、國分委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 議 事

（1）遺伝子組換え作物の栽培に関する情報収集・情報提供について

國分委員長 次第にありますとおり本日は3点の議事を予定しています。最初に、遺伝子組換え作物の栽培に関する情報収集・情報提供について、事務局から説明願います。

事 務 局 資料1をご覧ください。県が今年度を実施した遺伝子組換え作物に関する情

報収集及び情報提供についてご説明いたします。取り組み内容としては、従来同様ですが、簡単にご説明いたします。

一つ目の「遺伝子組換え作物の栽培計画書の提出に関する周知と情報収集」に関しては、遺伝子組換え作物の栽培を開始する場合、事前の決まった時期までに栽培計画書を県へ提出する必要があることを、公文書やホームページにて広く周知しております。また、開放系圃場における遺伝子組換え作物の栽培に関する情報がある場合、県への情報提供を依頼しています。公文書は、一般社団法人日本種苗協会宮城県支部やその会員の他、大学、市町村、農協等の関係機関・団体へ6月に送付しております。ホームページについては2頁のとおり掲載しております。その結果、今年度についても、東北大学における遺伝子組換えイネの栽培計画以外に、栽培計画書の提出や情報提供はありませんでした。

続いて、二つ目の「遺伝子組換え作物の栽培計画に関する情報提供」については、今年度、東北大学で遺伝子組換えイネの試験研究栽培を実施していることを公文書にて関係機関や団体に、また、県ホームページにて情報提供しています。

三つ目の「遺伝子組換え作物の栽培に関する評価委員会」の開催案内及び開催実績については、県庁の県政情報センターや各合同庁舎の県政情報コーナーで閲覧できるようにしている他、こちらも県ホームページにおいて資料3ページのとおり情報を掲載しています。説明は以上になります。

國分委員長 ご質問ございませんか。

宮城県ではありませんが、他県では実験レベルではなくて、一般の圃場での計画はありませんか。私は聞いてはおりませんが。

事 務 局 そのような情報は、県庁へは入っておりません。

國分委員長 何年か前にはありましたよね。

事 務 局 北海道で遺伝子組換え大豆を作付けしようとした農家が出て、問題になったことはありました。

國分委員長 他に質問ありませんか。

それでは、次の議題に進みます。

（２）遺伝子組換え作物の栽培計画書について

國分委員長 議事(2)の遺伝子組換え作物の栽培計画書について、事務局から説明願います。

事 務 局 資料2をご覧ください。東北大学からの今年度の栽培計画書については、国から承認を受けている第一種使用規程が今年3月までであり、今後3年間の申請に対する国からの承認に時間を要したことから、今年2月に開催した前回の本委員会には間に合わず、計画書の審議ができなかったため、3月に各委員へ

書面でもって計画書の審査をお願いしておりました。その審査結果については、資料2のとおり、東北大学へ通知しております。また、委員の皆様にもお知らせしておりました。その内容を改めて確認しますと、栽培計画書については、概ね妥当としておりますが、指摘事項等について再検討し、栽培計画書を再提出することとしています。指摘事項としては、組換え体イネの種子及び収穫物の数量管理については、具体的な保管方法を記載すること。その他意見としては、組換え体イネの収穫残さを処分するための土壌すき込みについては、降雪前に作業を完了できるように計画的な実施に配慮することとして通知しております。

この審査結果を受け、東北大学からは資料3のとおり4月16日付けで栽培計画書が再提出されていますので、修正された箇所をご説明いたします。指摘事項とした組換え体イネの種子及び収穫物の数量管理に関して、修正されております。

資料3の2頁下段の「種苗，①購入先」の欄ですが、「各組換えイネの保管量，使用量は，栽培管理責任者が管理する」という内容が追加記載されています。なお，栽培管理責任者である日出間准教授に確認したところ，栽培管理責任者を含めた研究室内の複数人で組換え体種子の数量管理を実施しているとのことでした。この点については，後ほど現地調査の報告の際に説明いたします。また，委員からいただいたご意見の中に，研究室以外の第三者による確認を検討すべきとのご意見がありましたが，これについては，国や学内の規程による定めがないため実施していないということでした。次に，4頁の「収穫物，①運搬方法，②保管」の欄ですが，当初は簡略に記載されていましたが，記載のとおり具体的な内容に修正されております。

再提出に当たり修正された箇所は以上ですが，その他には，6頁の植え付け予定図ですが，昨年度の実績報告書に対する委員からのご意見で，風向きがわかるように方角を図示するようにとのご意見がありましたので，そのように対応されております。以上が，栽培計画書に関してのご報告になります。

國分委員長 関連しますので，現地確認調査結果についても引き続き説明願います。

（３）遺伝子組換え作物の現地確認調査結果について

事務局 東北大学における遺伝子組換えイネの栽培について，事務局で現地確認調査を実施しておりますので，その結果についてご報告申し上げます。

資料4をご覧ください。現地確認調査は今年度，現在までに三回実施しています。一回目はイネの播種をした後の育苗期間である5月20日に，二回目は田植えが終了した後の6月24日に，三回目は出穂期直前の8月2日に実施し，その際の報告書を資料4にまとめております。また，四回目の調査を稲刈り終了後の10月に予定しています。資料5には，栽培指針に基づくチェックリストにより確認した内容を掲載しています。

資料4の写真にて調査結果の概要を説明していきます。1頁ですが，5月に実施した1回目の現地調査でして，調査場所は仙台市青葉区片平の東北大学大学院生命科学研究科内の施設です。栽培管理責任者である日出間准教授立ち会いのもと実施しています。2頁の種子管理については，種子の保管や育苗は，

拡散防止措置がなされた遺伝子組換え実験室内で管理されています。委員会からの指摘を受け、組換え体イネ種子の数量管理をするために、種子使用簿を整備しておりました。この使用簿は栽培管理責任者が保管し、使用者は栽培管理責任者から使用簿を受け取り、使用日、使用者名、使用量、残量、使用用途を記載します。使用後は、返却の際に栽培管理責任者から確認を得ることとし、複数人にて数量管理を実施する体制としています。3頁ですが、組換え種子はP1レベル実験室内の低温室で保管しており、品種毎に専用の容器で管理されています。育苗については、こちらもP1レベル実験室内の人工気象室で行われていました。品種毎に手作業で播種しています。試験区に植える非組換えイネは、屋外の温室で育苗されていました。5頁ですが、これは大崎市にある東北大学の川渡農場の隔離圃場として、組換え体イネが圃場外に流出しないように、崖側部分にのみ、側溝を掘り、ブルーシートで覆っております。これが、4月の強風によりシート2枚を残して剥がれてしまったという報告を5月の調査時に受けております。その後の修復状況は後ほど説明しますが、シートが破損したのは4月であり、この時期には組換え体イネの作付けはなく、シートの破損のみでしたので、組換え体イネが流出するというような事態はありませんでした。

続いて、6月に実施した2回目の現地調査ですが、調査場所は東北大学の川渡農場になります。7頁ですが、川渡農場内にある遺伝子組換えイネ隔離圃場には、金網による柵が周囲に設置されており、組換えイネが栽培されていることを示す看板が設置されておりました。栽培期間は、国から第一種使用規程の新たな承認を受け、平成28年3月までに変更されておりました。隔離圃場に入る際には、必ずプレハブの建物内を経由して、隔離圃場専用の長靴に履き替えることになっています。なお、今年度の栽培場所は、前年までと同じ場所であることを確認しています。8頁一番上の写真で見ると、真ん中に通路があり、その右側に栽培圃場があります。隔離圃場では、今回栽培している組換えイネ以外に栽培される組換え作物はありません。苗の移植は5月31日にすべて手植えで実施しています。移植した圃場の中央には風速計を設置し、栽培期間中の風速を記録しています。移植後に余った苗については、ビニール袋に入れて仙台の大学に持ち帰り、すべてオートクレーブ処理をして廃棄しています。9頁ですが、移植用の苗については5月23日に仙台の大学施設から川渡農場へ運搬しています。5月31日の移植までの間は、写真右手にあるガラス室にて管理されておりました。左手のビニールハウスでは、隔離圃場専用の器具類が保管されておりました。また、圃場利用者の作業日誌と農薬使用簿が、隔離圃場のプレハブに整備してあり、利用の都度、記載されておりました。10頁ですが、こちらは24年の収穫残さを隔離圃場内に埋め込み処理した場所になります。23年の残さもこの一帯に埋め込みしています。この一帯を確認しましたが、イネが発芽している状況はありませんでした。また、24年の残さを土から掘り起こしたところ腐敗しており、その中から種子を100粒以上取り出し、乾燥後に発芽試験を実施したところ、発芽したものはなかったと報告を受けています。真ん中の写真は、強風で破損した側溝のブルーベリーの補修後の状況です。6月14日に補修しています。業者が施行したものでしたが、シートを止めるピンが短かったことから強風で抜けてしまいましたので、今回は大型のピンにてシートを固定しておりました。

続いて、8月に実施した3回目の現地調査ですが、こちらも川渡農場にて実

施しております。13頁ですが、鳥や小動物の侵入防止、花粉の飛散軽減のための防鳥ネットを7月19日に設置しています。写真ではネットがだいぶ垂れ下がっていますが、雨により水滴が付いているためです。ネットは、栽培している組換えイネを覆うように上面、側面に張り巡らされています。昨年と同じネットで網目は20mmのものを使用しています。14頁ですが、ネットの裾部分は金具で固定しており、小動物等が侵入できないようにしてありましたが、一部に間があるところもありましたので、補修をお願いしております。15頁ですが、3回目の調査時にも改めて、埋め込み処理した収穫残さに発芽の状況がないか確認しましたが、発芽はありませんでした。また、側溝のブルーシートについても補修後の異常が見られませんでした。その他、隔離圃場への入場者記録、作業日誌の記載状況も確認しています。

16頁ですが、栽培者が実施する情報提供ということで、東北大学のホームページにおける情報の掲載状況を確認しました。栽培計画書の掲載や、公開説明会、田植えの実施、防鳥網の設置など随時情報が掲載され、更新されておりました。

続いて、資料5のチェックリストによる確認状況について、現地調査の報告内容と重複しない部分をご説明いたします。1頁の栽培説明会については、4月27日に実施されており、地域住民からは1名が参加しています。全体では大学関係者を含め9名が出席しています。これは、地域住民は、長年の大学の取り組み経緯から信頼をおいており、住民代表者が説明会に出席して、内容を確認しているとのことでした。大学からは説明会の開催記録書が県へ提出されています。2頁の交雑防止についてですが、隔離距離については、従来と同じ圃場での栽培となりますので、同種作物との隔離距離は大学のフィールドセンター内では250m、大学外の一般圃場では400mとなっています。開花期の平均風速については、開花期は8月9日に5%程度出穂し、翌10日に半分弱が出穂開花したので、8月10日を開花日としています。花粉の飛散調査のためのトラップは、8月9日から12日までの4日間設置しています。設置数は昨年の34箇所に対して今年は25箇所としています。これは、ネット内についてはこれまでの調査結果から飛散することがわかりましたので、ネット内のトラップ設置を止め、その分、ネットの外で、かつ、隔離圃場内におけるトラップ設置数を増やし調査しております。5頁、6頁に花粉トラップの設置位置図を掲載しています。なお、飛散の状況については、現在取りまとめ中ですので、次回の実績報告時に説明させていただきます。次に、開花期の平均風速ですが、組換えイネ栽培圃場に設置している風速計のデータでは、8/9から8/12までのデータになりますが、平均風速は0.3m/s、最大風速は1.3m/s、最大瞬間風速は4.3m/sでしたので、平均風速3m/sを超える状況はありませんでした。なお、アメダスデータで隔離圃場に最も近い測定地点である川渡のデータを参考までに掲載しています。それを見ても、平均風速、最大風速とも3mを超えておりませんでしたので、隔離圃場での風速データと同様の傾向となっております。隔離圃場の風速がアメダスデータの半分程度となっているのは、風速計が防風林や防鳥ネットに囲われていることが大きな要因だと推測されます。その他の調査項目については、写真と一緒に説明している内容になります。

國分委員長 ありがとうございました。栽培計画書と現地確認調査結果について併せて

報告いただきました。ご質問、ご意見ございませんか。

坂井委員 栽培説明会について、25年4月27日に実施し、地域住民1名が参加しておりますが、この日付では、たいていの農家は代かきなどでとても忙しく、説明会に行けるような時期ではないと思います。よほど重要なことがない限り、人は集まらないと思うのですが、もう少し早い時期に開催できないのですか。

事務局 この点につきましては、大学から提出された説明会開催報告書に記載されております。昨年までは2月や3月に開催していたのですが、今年は第一種使用規程の国からの継続の承認に時間を要したことなどから、この時期の開催となってしまいましたが、やはり、住民が参加するには非常に忙しい時期であるので、今後は開催時期を慎重に調整すべきと報告されています。

國分委員長 確かに4月になると忙しい訳ですが、もう少し遅いと現物を見て説明するというメリットはあります。ただ、説明会は栽培が開始する前に開催すべきと考えますが、説明会は作付けする圃場で行うのですか。

事務局 計画書の説明については、川渡農場内の施設にて行われましたが、その後に隔離圃場に移動して現地視察をしています。

國分委員長 来年は3月に実施するように大学へ念押ししてください。

事務局 わかりました。

入間田委員 収穫物の保管、管理のことで質問があります。資料3の4頁にはすべて廃棄すると記載しています。化学分析をした後に廃棄することなのですが、一切残さないということなのですか。少しずつサンプルを残しておくようなことはないのですか。

事務局 種子については、18年に育成し取得した組換えイネ種子を毎年使用しておりますので、今年生産されたものから次年度用に種子を残すことはありませんが、その他にサンプルのようなもので残しているかは確認していません。

入間田委員 私が危惧するのは、このような実験で保管をずっとしているうちに、どこに置いているかわからなくなることがあるかもしれないので、日出間先生がいる間はきちんと保管されているとしても、管理者が変わる時や実験が終了した時に、その後がどうなるのかイメージできませんでした。ただ、栽培計画書を見ると、全部なくなるといふふうに読み取れるので、そのようなものなのかちょっと疑問に思いました。

國分委員長 この計画書の書きぶりだと、当該年度のものは化学分析の後に全部廃棄することになっています。従って、何年間か試験をするけれども、その種子は事前に作っておいた種子を毎年使う訳ですから、去年取った種子を今年使うということはない訳です。

事務局 この点については確認します。

國分委員長 前回指摘した種子の数量管理は、どのようになっていますか。試験前に種子を何キロ作り、平成25年にはそのうちの一部を使って、残量がいくらというの。

事務局 それが組換え体種子使用簿になります。

國分委員長 これは平成25年以前に作った組換え体種子が、今年度はどうなっているか書いてあるものですね。

事務局 資料4の2頁の下の写真になりますが、今年度はじめの種子残量が、24年3月16日現在で記載されており、その後の使用状況が記載されています。

國分委員長 育苗用の種子はこの量で足りますか。

事務局 試験区の圃場は大きくないので、各系統500粒の播種となっています。種子使用簿では、4月29日と5月5日に川渡用吸水と記載され、使用されているものが該当します。

國分委員長 十分間に合いますね。あと、複数で数量管理をするということであれば、使用簿には使用者名が記載されていますが、その隣に栽培管理責任者のサインがあるとなお良いです。うがった見方をすると、管理者が知らないうちに、勝手に持ち出して、勝手に書いているとも見られます。

事務局 その旨を日出間准教授に連絡いたします。

西尾副委員長 今の指摘と同じですが、報告書の1頁に「複数人で数量管理を実施している」という記載を、単一の実験責任者と記載すればより明確になります。「複数人で」という表現だと誰が管理しているか曖昧となる。

國分委員長 誰が使ったかということを、栽培管理責任者が常に把握しておくことは必要です。

西尾副委員長 「複数人で」と記載されていますが、「栽培管理責任者が」とした方が良いです。

事務局 栽培計画書には、栽培管理責任者が管理すると記載していますが、現地確認報告書への記載の仕方が曖昧でしたので、今後は明確に記載するように注意します。

三石委員 種子残量を記載する表はそれほど難しい様式ではないので、栽培管理責任者の欄を記載することと、使用用途も欄外に記載するのではなく、きちんと欄を作って、みんながわかるようにしておいた方が良いと思います。

事務局 わかりました。そのように日出間准教授へお伝えいたします。

國分委員長 ほかにございませんか。
よろしいでしょうか。それでは、栽培計画書と現地確認調査結果については、ご了解いただけたということになります。

4 その他

國分委員長 次に、その他の議事について、事務局から説明をお願いします。

事務局 栽培指針の見直しについて、これまでご検討いただいております。花粉の飛散や交雑の調査の項目をどのように指針に位置づけるかを検討するに当たっては、該当都道府県の状況を事務局から報告しておりましたが、もっと広い視点で海外の状況なども把握した上で、慎重に検討していきましょうということになっていました。この件については、次回に資料を提出しご検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

國分委員長 指針の見直しについては、もう少し検討を先延ばしするということになります。何かご意見、ご質問ありますか。

坂井委員 栽培実績の報告に関して、栽培を中止した場合は、すみやかに中止届出書を県に提出することになっていますが、これは提出して終わりなのでしょうか。遺伝子組換え作物の処理については、どのようになるのでしょうか。今後、一般に遺伝子組換え作物が広く栽培された場合に、途中で止める人は出てくると思います。

事務局 手引きの7頁に栽培中止届出書の様式がありますが、その中には栽培を中止した理由や栽培を中止した遺伝子組換え作物の処分方法を記載することとしています。

國分委員長 そこで何か問題になることがあればチェックできる訳です。

坂井委員 自分が関わった場合、オートクレーブ処理はなかなか難しいです。

國分委員長 どの段階で中止したかによって違ってくると思います。花が咲いた前か後によって。植物体だけであれば比較的容易に処分できるでしょうが、花が咲いて実が付いて種子ができるような段階で中止となれば、処分は問題になってくる。

三石委員 具体的に処分の方法を記載して中止届を出した後に、きちんとそれを確認するかどうかというところまでを手引書に書き込むかどうかです。それと今言われた視点というのは、実は2年、3年経ってきた時に、川渡農場でやっていることが、今後のモデルになり得るかどうかという視点で見ていかなければいけないと思います。大学の農場ならできるけど、一般の農家の方はこの

形が取れるのかどうかという視点です。例えば、花粉の飛散にしても処理にしても同じです。今後は、そのような視点を持っていかないとまずいのではないかと思います。特別な施設と要員と資金があるところでしかできないやり方なのか、仮にそうだとしたら、例えば普通に農家の方がやりたいと思った時に、まったく同じことをリクエストされても恐らくできないですよ。そうした対応についてはどうするのか。東北大学モデルが本当に一般の農家が使えるモデルになり得るのかどうかということを考えておかないといけないと思います。やるにしても、やらないにしても・・・。

西尾副委員長 違って当然だと思うのですが、東北大学のものは隔離圃場での栽培が認められた栽培です。その次の段階になると、一般での栽培が認められたものというのは、隔離圃場での栽培が認められたものとは別の扱いです。第一種使用の隔離圃場ではない普通の栽培というのが入っているこの表（参考資料2）の中の○印が付いているものは、扱いが当然違って、その生産物を販売することもできる訳です。

三石委員 どの部分までは最低限やるのか。どの部分から先はもういいですよというのを、ある程度我々も頭の中で考えておかなければならないと思います。

國分委員長 この栽培指針は、実験であれ、実用栽培であれ、こうしなさいという立場なのです。それを飛散や交雑を防ぐための担保に関して、県が別途、何か機関を設けてやってあげること保証しているものではない。あくまでも、栽培する人が自己の責任でやりなさいというスタンスです。その次の段階まで県が責任を持って管理のところで担保するとなると、その体制が必要だし、そこはかなり大変になる。外郭団体を一つ作らなくてはならない。あくまでも今は、栽培者の責任でやってくださいと。大学ならきちんとできるけれども、一般農家の場合にはそれはできない。その時にどこに依頼や委託をするのか。それが今、体制がない訳ですから、あと10年後くらいにはそれは問題になってきます。

三石委員 そのような話しが出てくると、おそらくここ1年、2年の話しではないですが、将来の方向性の中で、どういう順番でそのような体制を整えていくのかという問題と、もう一つ、この委員会に関わるかどうかはわかりませんが、遺伝子組換えの技術開発が益々進んできた時に、まったく新しい遺伝子操作技術といった、今まで我々が議論してきた以上の最先端の技術が出てくる可能性があります。それに対する対応と併せて進めていく必要があります。その場合、時間を少し取っても良いですから、将来の方向性をどう考えるのかというところと併せて議論していかないといけないと思います。ただ目の前に投げられたボールの対応だけをしていくだけで2年、3年経っていくというのは、そろそろまずいかなという気がいたします。今の川渡農場での試験、これでしっかりやっていただければ構いませんが、近い将来、確実に次の段階が出てくると思います。

國分委員長 私の予想では、数年内に実際に栽培したいという農家が出てくるような気がします。その時に、飛散防止、交雑防止をしなさいと言うだけで良いのか

どうか。栽培者が研究機関でない場合に、できないと言われた時、県としてどうするのか。そこの踏み込んだものが必要かもしれません。

入間田委員 遺伝子組換えの状況も変わってきているし、食生活においてはTPPによる表示のことなどが複雑に絡んでいて、私もよくわからないのですが、宮城県の農産物やある地域の農産物を考えると、遺伝子組換えをすることが宮城県やその地域、あるいはそこでやっている農家やすべての人たちにとって、メリットにならないといけないと思うのです。ある一人の人が作ることで、その地域のデメリットが大きくなるようなことのないような保証を、この指針や県の枠組みなどである程度担保できればいいと思っています。以前から言っていますが、指針だから守らなくても何の問題もないということが気になっています。

また、平均風速3m/sということが、どうも理解できません。平均風速が1m/sでも最大瞬間風速が4m/sあったら、それでいいのか。瞬間的に風が強ければ、飛んでしまうだろうという気がします。それはそれで示しておかなければならないと思いますが、花粉が飛んだ隣の畑や田んぼへの影響などを考えた時に、遺伝子組換え作物を栽培する人と隣の人の心情も違うし、消費者の心情も違うし、今までのようなかたくなに駄目と言っているような状況ではなく、西尾先生や三石先生が仰ったように先々を考えなければならぬ段階に入っているのではないかと思います。遺伝子組換えについての情報はもっとあると思います。海外の大企業が狙っている訳ですから。そのようなことを踏まえて、次回にでも情報をいただいて、2年先なのか5年先なのか、考えるきっかけとしていただきたい。

國分委員長 遺伝子組換え作物の指針については、遺伝子組換え作物を取り巻く状況などを考慮しながら、慎重に検討を重ねていきましょう。今日の予定の議事を終了しましたので、事務局へ進行をお返しします。

5 閉 会

司 会 貴重なご意見、ありがとうございました。閉会にあたりまして、農産園芸環境課長からご挨拶申し上げます。

農産園芸環境課長 今日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。また、貴重なご意見をいただき、感謝申し上げます。ご存じのように震災復興計画は、今年が復旧期の最終年で、来年から再生期の4年間となりますので、県庁として各分野どのように進行していくのかという議論が始まっております。当課では畜産関係以外はすべて、米、麦、大豆、野菜、果物などを所管しており、大きな観点としては、土地利用型作物をどうしていくのか、経営をどうしていくのか、園芸をどうしていくのか、今議論をしているところです。土地利用型に関しては、よく言われる規模拡大というのはいいのですが、今言われたようにどのような形でやっていくのか、技術をどうしていくのか、遺伝子組換えをはじめ新しい技術をどのように展開していくのか、今日いただいたご意見を参考にしていきたいと思います。また、この委員会でも、そ

の他の部分の栽培指針の見直しについて、少し長期的な観点からどうしていくべきなのか、ぜひ私としても議論して、皆様からもいろんなご意見を頂戴したいと思っています。今後とも本委員会に関して、ご意見、ご提言をいただきたいので、引き続き、よろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

司 会 本日の議事録については、後日、事務局より皆様に内容の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、次回については、来年2月の開催を予定しております。

以上をもちまして、平成25年度第1回遺伝子組換え作物の栽培に関する評価委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

以 上